

保険医の責務

良質な医療を広く国民に供給できることを目的として、社会保険医療制度が制定されています（国民健康保険法等）。この目的を遂行するには診療を実践する医療機関の質と、提供される医療内容の質が保証されることが必要になってきます。質の保証のため、国はその時代の医学や科学技術の進歩に即した水準的医療を想定し、その水準的医療を社会の要望に応じた国民への提供を、保険医療機関及び保険医に周知し、遵守を求めることになります（保険医療機関および保険医療養担当規則）。

一方、医療を広く国民に提供するためには国民が負担する医療費を適切なものに制定する必要が生じます。医療費を担う側と医療を実践する側の状態を考慮しつつ診療報酬が決定され、保険医療機関および保険医はこの決定された診療報酬の算定方法（診療報酬点数表）に従うことが求められることになります。

【I】法による規制

法で規制されている社会的規則であり、医師のみでなく該当するすべての国民が対象とされている。法による直接規制のため、抵触した場合は検察庁などで取り調べを受けることになります。

(1) 医師法

医療行為を行うことのできる資格を規定すると同時に有資格者の責務を規定している。資格を有していない者への医療行為や類似行為を厳しく罰している。また有資格者には社会的要請への責任（処方箋の発行義務、死因の診断等）や実際に行った行為の社会的妥当性を印すための診療録記載などの責務が規定されている。

(2) 医薬品医療機器等法

有害物質の取り扱いなどの規制であり、医薬品の製造、販売等に関したことが定められている。国が許可した医薬品を使用法に基づいてしか使用できないことが規定されている。

(3) 健康保険法

憲法が定める国民の健康な生活を保障するために設けられたもので、身分や財産に左右されることなく医療を享受できるような医療供給体制を規制したものである。この法律の主旨に基づき、国民全てが公的医療の対象となり、この制度を運営するために保険による医療制度と保険医による契約医療制度が導入されている。

【II】国（厚生労働省）との契約による規制

契約を結ぶことにより、契約に準じた医療を提供することが責務となるものである。契約内容は厚生労働大臣が認めた範囲内での医療行為とその代価としての報酬の請求に係わるものに大別される。それらで規定された項目は契約事項であるため、これに違反した場合は契約の打ち切りという形でしか処分されない。しかし、その内容が恣意的であった場合は詐欺的行為となり、刑法にて罰則が科せられることにもなり、その結果、医道審において医師資格をも問われることになります。

(1) 保険医療機関、保険医療養担当規則

保険医療機関に関するものと診療方針に係わるものからなっています。

- A 保険医療機関に係わる規定には保険資格の確認、一部負担金の徴収などがあります。一部負担金に係わる考え方は混合診療の禁止と深く関係し、一部負担金を徴収できないものが含まれた場合は関わった診療費の全てが保険外として取り扱われることになります。
- B 診療の方針についての記載は抽象的な記載となっています。投薬にあたっては厚生労働大臣が定めた要綱に沿って行い、検査、処置等は必要な場合に行うというような記載です。医学的判

断に委ねられる行為が多いため、そのような規定となっていますが、医学的判断は水準的医療の尺度で決められるため、請求する側と審査する側でしばしば意見の相違が発生します。解決の方法は学会等の上部団体を通して協議し、妥当な線をきめることになります。審査支払基金の中にはこうした機関も設けられています。

(2) 診療報酬の算定方法（点数表の解釈本）

行われた医療行為に対する評価（診療報酬額）が定められた告示部分（中央線より左に記載）と費用を算定できる要件を定めた通知部分（中央線の右側に記載）からなっています。告示部分に記載のない項目は厚生省に問い合わせ、適切な項目で算定することになっていることにご留意ください。また、通知に記載された算定要件はその項目の記載だけでなく、その項目のある節全体に渡った要件の記載があることにも注意が必要です。保険医の指導において最も数多く指摘されるのはこの要件に関するものですので、診療報酬明細書を「提出する際には保険医自らが点検しておくこと」が求められます。